

～民間の宅地開発を支援します～

市街地編入候補地版

# 開発 事業者

【天白地区・古田地区】

## 田原市民間宅地開発事業奨励金

田原市都市計画マスタープランに位置づけられている市街地編入候補地（天白地区・古田地区）で、道路及び上・下水道の整備を支援することにより土地活用の動機付けを行い、土地の開発を促進し、居住を誘導します。



▲宅地開発イメージ

### ● 奨励金の対象

#### 土地の開発を行う事業者

市街地編入候補地（天白地区・古田地区）で、宅地開発事業を行う宅地建物取引業者又は土地開発施工業者に対し、開発完了後、市へ帰属する施設（道路・上下水道）の面積・延長に応じ奨励金を交付します。

※開発には地区計画（地区整備計画）の指定が別途必要になります。

### ● 条件

#### 【以下のすべての条件を満たすこと】

- ・ 地区計画（地区整備計画）が定められている区域であること
- ・ 事業区域が 5,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地であること
- ・ 1区画あたりの敷地面積が 160 m<sup>2</sup>以上であること
- ・ 市内業者が開発工事の元請であること
- ・ 開発許可申請日が令和7年8月1日以降であること
- ・ 申請者に市税の滞納がないこと



田原市  
ホームページ

など

### ● 奨励金額

#### 開発完了後、市へ帰属する以下の施設工事費（上限金額なし）

- ① 道路工事費（排水構造物 23,300 円／m、舗装 3,700 円／m<sup>2</sup>）
- ② 上水道工事費（本管 17,700 円／m）
- ③ 下水道工事費（本管 15,900 円／m、公共ます等 35,400 円／箇所）

### 問い合わせ先

愛知県田原市役所 都市建設部 街づくり推進課 TEL 0531-23-3535

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

※詳しくはお問い合わせいただくか、田原市ホームページでご確認ください

田原市ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp> ID:1009374

# 田原市民間宅地開発事業奨励金 申請手続き

交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。

